

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3159号)

令和7年2月20日

横情審答申第3159号
令和7年2月20日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年8月26日中生支第2266号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・特定年月日に特定医療機関A初診の際、持参した瀬谷区の医師の紹介状もしくは指示書 ・特定医療機関B様へ 特定年月頃特定医療機関Cの紹介状2通 横浜市中区生活支援課の特定職員が私の前で予約電話したにも関わらず予約を受けてもらえなかった理由」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・特定年月日に特定医療機関A初診の際、持参した瀬谷区の医師の紹介状もしくは指示書 ・特定医療機関B様へ 特定年月頃特定医療機関Cの紹介状 2通 横浜市中区生活支援課の特定職員が私の前で予約電話したにも関わらず予約を受けてもらえなかった理由」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定年月日に特定医療機関A初診の際、持参した瀬谷区の医師の紹介状もしくは指示書」（以下「個人情報1」という。）及び「特定医療機関B様へ 特定年月頃特定医療機関Cの紹介状 2通 横浜市中区生活支援課の特定職員が私の前で予約電話したにも関わらず予約を受けてもらえなかった理由」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月6日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項の規定により非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報1について

紹介状又は指示書（以下「紹介状等」という。）は、医療機関間の連絡のために作成されるものであり、実施機関が内容を確認することも、原本及び写しの提出を求めることもないため、作成も取得もしておらず、保有していないため非開示とした。

(2) 個人情報2について

審査請求人の受診予約が、特定医療機関Bに受け付けられなかった理由に関する文書は、作成も取得もしておらず、保有していないため非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全ての情報を開示することを求める。
- (2) 数々の不利益を長年受けてきたので、開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 生活保護に係る事務について

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務は、横浜市では福祉保健センター長が担当しており、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行っている。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人と医療機関のやり取りに関するものである。

- (4) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 医療機関の紹介状等は、受診先に直接提出するもので、実施機関が確認したり提出を求めたりするものではないため、個人情報1は保有していない。

(イ) 審査請求人が特定医療機関Bの予約をとれなかったことについては、ケース記録にも医療機関から理由の説明がなかった旨が記載されているだけであり、他の文書は作成も取得もしていないため、個人情報2は保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

- (5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 2 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 1 0 月 3 日 から 令 和 5 年 8 月 2 2 日 まで	・審査請求人から意見書（9件）を受理
令 和 6 年 1 1 月 2 1 日 （ 第 3 0 9 回 第 三 部 会 ）	・審議
令 和 6 年 1 2 月 2 6 日 （ 第 3 1 0 回 第 三 部 会 ）	・審議